

- 国土審議会委員名簿
- 国土交通省設置法、国土審議会令、国土審議会運営規則、
水資源開発分科会における部会設置要綱
- 水資源開発促進法
- 水資源開発基本計画について
- 「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」
(計画決定：平成 21 年 3 月 27 日)

○国土審議会委員名簿（平成26年3月27日現在）（◎会長、○会長代理）

1. 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者（6人）

委員	中谷 元	衆議院議員
委員	林 幹雄	衆議院議員
委員	細田 博之	衆議院議員
委員	望月 義夫	衆議院議員
委員	黄川田 徹	衆議院議員
委員	上野 ひろし	衆議院議員

2. 参議院議員のうちから参議院が指名する者（4人）

委員	伊達 忠一	参議院議員
委員	山谷 えり子	参議院議員
委員	長沢 広明	参議院議員
委員	田中 直紀	参議院議員

3. 学識経験を有する者（20人以内）

○委員	石原 邦夫	東京海上日動火災保険(株)相談役、(社)日本経済団体連合会副会長
委員	沖 大幹	東京大学生産技術研究所教授
委員	奥野 信宏	中京大学総合政策学部教授
委員	小田切 徳美	明治大学農学部教授
委員	川勝 平太	静岡県知事
委員	木村 陽子	財団法人自治体国際化協会理事長
委員	清原 慶子	三鷹市長
委員	崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー
委員	佐々木 眞一	トヨタ自動車(株)相談役・技監、(社)中部経済連合会副会長
委員	佐藤 宣子	九州大学大学院農学研究院教授
委員	佐藤 友美子	追手門学院大学地域文化創造機構特別教授
委員	澤田 陽子	全日本自治団体労働組合副中央執行委員長
委員	田崎 史郎	(株)時事通信社解説委員、政治評論家
委員	田村 圭子	新潟大学危機管理本部危機管理室教授
委員	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター所長・教授
委員	原田 昇	東京大学大学院工学系研究科科長
委員	松下 正幸	パナソニック(株)代表取締役副会長、(社)関西経済連合会副会長
委員	御厨 貴	放送大学教授
委員	宮脇 淳	北海道大学公共政策大学院教授
委員	望月 久美子	(株)東急住生活研究所上席研究員

○国土審議会水資源開発分科会 委員名簿 (◎会長、○会長代理)

1. 委員

- ◎ 沖 大幹 東京大学生産技術研究所 教授
望月 久美子 (株)東急住生活研究所 上席研究員

2. 特別委員

- 楠田 哲也 九州大学東アジア環境研究機構特別顧問・名誉教授
小浦 久子 大阪大学大学院 工学研究科 地球総合工学専攻 准教授
佐々木 弘 神戸大学 名誉教授
清水 義彦 群馬大学大学院工学研究科 教授
田中 正 筑波大学 特命教授
槇村 久子 京都女子大学宗教・文化研究所 客員教授
増子 敦 東京水道サービス(株) 代表取締役社長
山本 和夫 東京大学環境安全研究センター 教授
渡邊 紹裕 京都大学大学院地球環境学堂 教授

○国土交通省設置法（平成十一年七月十六日法律第百号）（抄）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第二節 審議会等

第一款 設置

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

2 （略）

第二款 国土審議会

（所掌事務）

第七条 国土審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議すること。
- 二 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）、国土利用計画法、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三百号）、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第二百二号）、北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、土地基本法（平成元年法律第八十四号）、地価公示法、国土調査法（昭和二十六年法律第一百八十号）、国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第四百四十三号）、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）及び豪雪地帯対策特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（組織）

第八条 国土審議会は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 六人
 - 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 四人
 - 三 学識経験を有する者 二十人以内
- 2 前項第三号に掲げる者につき任命される委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第九条 国土審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、国土審議会を代表する。

3 国土審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(特別委員)

第十条 特別の事項を調査審議させるため、国土審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、国会議員、当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議長並びに当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 第八条第四項の規定は、特別委員に準用する。

(資料提出の要求等)

第十一条 国土審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二条 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(国土審議会の所掌事務の特例)

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期 限	法 律
平成二十四年三月三十一日	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法
平成二十五年三月三十一日	離島振興法
平成二十七年三月三十一日	山村振興法
	半島振興法
総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(平成十	総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧東北開発促進法(昭

七年法律第八十九号) 附則第六條に規定する日	和三十二年法律第百十号)、旧九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)、旧四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)、旧北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)及び旧中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十二号)
------------------------	--

○ 国土審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十八号）

（専門委員）

第一条 国土審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（分科会）

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

名 称	法 律 の 規 定
土地政策分科会	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十三条第二項
	土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条第三項及び第十九条
	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第二十六条の二
	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十二条
	国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）第三条第六項において読み替えて準用する同条第一項
北海道開発分科会	北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）第四条
水資源開発分科会	水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第三条第一項、第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六条第一項及び第二項
豪雪地帯対策分科会	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに第五条

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、国土交通大臣が指名する。

3 分科会に属すべき専門委員は、会長が指名する。

4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。

5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は特別委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

- 第三条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
 - 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（幹事）

- 第四条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。
 - 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
 - 4 幹事は、非常勤とする。

（議事）

- 第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（庶務）

第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課において処理する。

分科会	課
土地政策分科会	国土交通省土地・水資源局総務課
北海道開発分科会	国土交通省北海道局総務課
水資源開発分科会	国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課
豪雪地帯対策分科会	国土交通省都市・地域整備局地方整備課

（雑則）

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。

（分科会の特例）

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分

科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期 限	分科会	法律の規定	課
平成二十四年 三月三十一日	特殊土壌地 帯対策分科 会	特殊土壌地帯災害防除及び 振興臨時措置法（昭和二十 七年法律第九十六号）第二 条第一項、第三条第一項及 び第五条	国土交通省都市・地域整 備局地方整備課
平成二十五年 三月三十一日	離島振興対 策分科会	離島振興法（昭和二十八年 法律第七十二号）第二条第 一項、第三条第三項（同条 第五項において準用する 場合を含む。）及び第二十 一条	国土交通省都市・地域整 備局離島振興課
平成二十七年 三月三十一日	山村振興対 策分科会	山村振興法（昭和四十年法 律第六十四号）第七条第一 項及び第二十二條	国土交通省都市・地域整 備局地方整備課

- 2 前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局企画部農村政策課の協力を得て処理するものとする。

○国土審議会運営規則

(趣旨)

第1条 国土審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）及び国土審議会令（平成12年政令第298号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会の会議は、会長（会長が選任されるまでは、国土交通大臣）が招集する。

2 前項の場合においては、委員並びに議事に関係のある特別委員及び専門委員に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

(書面による議事)

第3条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある特別委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(会議の議事)

第4条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

(議事の公開)

第5条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会への意見聴取)

第6条 会長は、審議会の議決に関し、必要があると認めるときは、関係する分科会（第7条第1項の付託に係る分科会の上申について議決を行う場合には、当該分科会を除く。）に意見を聴くものとする。

(分科会)

第7条 会長は、分科会の所掌事務に関して諮問を受けた場合には、調査審議事項を当該分科会に付託するものとする。ただし、やむを得ない理由により分科会に付託することができないときは、この限りでない。

2 分科会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。

- 3 会長は、前項の議決に関し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策又は他の分科会の所掌事務との調整を必要とすると認める場合を除き、同項の同意をするものとする。
- 4 会長は、第2項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に報告するものとする。
- 5 第2条から第5条までの規定は、分科会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

- 第8条 会長（分科会に置かれる部会にあっては分科会長）は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 2 第2条から第5条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「審議会に置かれる部会にあっては会長、分科会に置かれる部会にあっては分科会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附則（平成13年3月15日国土審議会決定）

この規則は、平成13年3月15日から施行する。

附則（平成17年12月16日国土審議会決定）

改正後のこの規則は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成17年政令第375号）の施行の日から施行する。

○水資源開発分科会における部会設置要綱

平成 1 3 年 8 月 2 1 日
第 1 回水資源開発分科会決定

(設置)

1. 国土審議会令（平成 1 2 年政令第 2 9 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、水資源開発分科会（以下「分科会」という。）に利根川・荒川部会、豊川部会、木曽川部会、淀川部会、吉野川部会、筑後川部会及び調査企画部会（以下「各部会」という。）を置く。

(任務)

2. 利根川・荒川部会は利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）について、豊川部会は豊川水系における基本計画について、木曽川部会は木曽川水系における基本計画について、淀川部会は淀川水系における基本計画について、吉野川部会は吉野川水系における基本計画について、筑後川部会は筑後川水系における基本計画について、調査企画部会は各水系の基本計画に共通する事項等について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

(庶務)

3. 各部会の庶務は、国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課において処理する。

(雑則)

4. この要綱に定めるもののほか、各部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は平成 1 3 年 8 月 2 1 日から施行する。

○水資源開発促進法（昭和三十六年十一月十三日法律第二百十七号）

（目的）

第一条 この法律は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まって、河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もって国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基礎調査）

第二条 政府は、次条第一項の規定による水資源開発水系の指定及び第四条第一項の規定による水資源開発基本計画の決定のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により行政機関の長が行なう基礎調査について必要な調整を行ない、当該行政機関の長に対し、その基礎調査の結果について報告を求めることができる。

（水資源開発水系の指定）

第三条 国土交通大臣は、第一条に規定する地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定する。

- 2 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し前項に規定する必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、水資源開発水系の指定を求めることができる。
- 3 国土交通大臣が水資源開発水系の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。
- 4 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

（水資源開発基本計画）

第四条 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければならない。

- 2 国土交通大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。
- 3 基本計画には、治山治水、電源開発及び当該水資源開発水系に係る後進地域の開発について十分な考慮が払われていなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示しなければならない。
- 5 前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。

- 6 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、基本計画の変更を求めることができる。

第五条 基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標
- 二 前号の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- 三 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(国土審議会の調査審議等)

第六条 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、水資源開発水系及び基本計画に関する重要事項について調査審議する。

- 2 国土審議会は、前項に規定する重要事項について、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。
- 3 関係行政機関の長は、第一項に規定する重要事項について、国土審議会の会議に出席して、意見を述べることができる。

第七条から第十一条まで 削除

(基本計画に基づく事業の実施)

第十二条 基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体、独立行政法人水資源機構その他の者が実施するものとする。

(基本計画の実施に要する経費)

第十三条 政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。

(損失の補償等)

第十四条 基本計画に基づく事業を実施する者は、当該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年七月一〇日法律第一二九号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年六月二九日法律第一三八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。そぞし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第五項及び附則第七項から第十項までの規定

附 則 （昭和四一年七月一日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四九年六月二六日法律第九八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第五十五条 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びに その委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別 委員は、それぞれ総理府又は国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則 （昭和五三年五月二三日法律第五五号） 抄
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

（経過措置）

3 従前の総理府の国土利用計画審議会並びにその会長、委員及び臨時委員、水資源開発審議会並びにその会長、委員及び専門委員、奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに小笠原諸島復興審議会並びにその会長及び委員は、それぞれ国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一四年一二月一八日法律第一八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条から第十三条まで及び第十五条から第二十六条までの規定 平成十五年十月一日

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画

平成 20 年 7 月 4 日 閣議決定

平成 21 年 3 月 27 日 一部変更

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

利根川水系及び荒川水系に各種用水を依存している茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の諸地域において、平成 27 年度を目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標は、おおむね次のとおりである。

また、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、これらを必要に応じて見直すものとする。

(1) 水の用途別の需要の見通し

水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、不安定な取水の安定化、合理的な水利用等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

この両水系に水道用水または工業用水を依存している諸地域において、水道事業及び工業用水道事業がこの水系に依存する需要の見通しは毎秒約 176 立方メートルである。このうち、この両水系に水道用水を依存している諸地域において、水道事業が依存する需要の見通しは毎秒約 147 立方メートルであるとともに、この両水系に工業用水を依存している諸地域において、工業用水道事業が依存する需要の見通しは毎秒約 28 立方メートルである。

また、利根川水系に農業用水を依存している栃木県の諸地域において、農業生産の維持及び増進を図るために増加する農業用水の需要の見通しは毎秒約 0.3 立方メートルである。

(2) 供給の目標

これらの水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏

まえた上で、地域の実情に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2に掲げる施設整備を行う。

2に掲げる水資源開発のための施設とこれまでに整備した施設等により、供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にすれば毎秒約169立方メートルとなる。なお、計画当時の流況を基にすれば、その水量は毎秒約197立方メートルである。

また、農業用水の増加分である毎秒約0.3立方メートルを湯西川ダムにより供給する。

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

先に示された供給の目標を達成するために次の施設整備を行う。

なお、社会経済情勢の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。

(利根川水系)

(1) 思川開発事業

事業目的 この事業は、南摩ダム、取水施設及び水路等を建設することにより、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給を含む。）を図るとともに、茨城県、栃木県、埼玉県及び千葉県の水道用水の確保を行うものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 南摩川、黒川及び大芦川

南摩ダム 約16,750千立方メートル

新規利水容量 （有効貯水容量約50,000千立方メートル）

予定工期 昭和44年度から平成27年度まで

(2) ハッ場ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに群馬県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。

なお、ハッ場ダムは発電の用にも併せ供するものとする。

また、水没関係住民の納得を得るよう努めるものとし、その生活の安定と地域の長期的な発展のための計画の樹立を図るものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 吾妻川

新規利水容量 約 86,000 千立方メートル

(有効貯水容量約 90,000 千立方メートル)

予定工期 昭和 42 年度から平成 27 年度まで

(3) 霞ヶ浦導水事業

事業目的 この事業は、那珂川下流部、霞ヶ浦及び利根川下流部を連絡する流況調整河川を建設することにより、霞ヶ浦等の水質浄化を図るとともに、流水の正常な機能の維持を図り、茨城県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに茨城県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 利根川、霞ヶ浦及び那珂川

最大導水量 毎秒約 25 立方メートル

予定工期 昭和 51 年度から平成 27 年度まで

(4) 湯西川ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能

の維持を図るとともに、栃木県田川地域の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、栃木県及び千葉県の水道用水並びに千葉県の工業用水を確保するものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 湯西川

新規利水容量 約 42,200 千立方メートル

(有効貯水容量約 72,000 千立方メートル)

予定工期 昭和 57 年度から平成 23 年度まで

(5) 北総中央用水土地改良事業

事業目的 この事業は、既存の北総東部用水事業の施設を使用するとともに新たな水路等を建設することにより、北総東部用水事業で確保した農業用水の一部をもって、千葉県北部の農地に対し必要な農業用水の補給を行うものとする。

事業主体 農林水産省

河川名 利根川

最大導水量 毎秒約 2.3 立方メートル

予定工期 昭和 61 年度から平成 25 年度まで

(6) その他事業

上記の各事業のほか、河川総合開発事業として倉渟ダム建設事業（事業主体：群馬県）及び増田川ダム建設事業（事業主体：群馬県）を行う。

(荒川水系)

(7) 滝沢ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、埼玉県及び東京都の水

道用水を確保するものとする。

なお、滝沢ダムは発電の用にも併せ供するものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 中津川

新規利水容量 約 49,000 千立方メートル

(有効貯水容量約 58,000 千立方メートル)

予定工期 昭和 44 年度から平成 22 年度まで

この他、既に完成している次の施設の改築を行う。

(1) 武蔵水路改築事業

事業目的 この事業は、周辺の地盤沈下により低下した利根導水路建設事業に係る武蔵水路の機能を回復するため、同施設の改築を行うとともに、新たに水路周辺の内水排除機能の確保・強化及び荒川水系の水質改善を図るものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 利根川及び荒川

最大導水量 都市用水毎秒約 35 立方メートル

(内水排除時毎秒 50 立方メートル)

予定工期 平成 4 年度から平成 27 年度まで

(2) 印旛沼開発施設緊急改築事業

事業目的 この事業は、印旛沼周辺の農地に対して必要な農業用水と千葉県の水道用水及び工業用水の供給を行う印旛沼開発施設のうち、老朽化等により低下した施設の機能を回復するため、同施設の緊急的な改築を行うものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河 川 名 印旛沼

利水のための
利 用 水 深 約1.0メートル

予 定 工 期 平成13年度から平成20年度まで

(3) 群馬用水施設緊急改築事業

事 業 目 的 この事業は、赤城山南麓地域及び榛名山東麓地域の農地に対して必要な農業用水と群馬県の水道用水の供給を行う群馬用水施設のうち、老朽化等により低下した施設の機能を回復するため、同施設の緊急的な改築を行うものとする。

事 業 主 体 独立行政法人 水資源機構

河 川 名 利根川

最 大 取 水 量 毎秒約19.28立方メートル

予 定 工 期 平成14年度から平成21年度まで

上記の事業のほか、既に完成している両水系の水資源開発施設の機能診断を適時行い、更新・改築計画等を策定し、既存施設の改築等の適正な事業管理を行う。

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(1) この両水系に各種用水を依存している諸地域において、適切な水利用の安定性を確保するため、将来的な地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応及び事故等緊急時における対応も含め、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする。

(2) 渇水に対する適正な安全性の確保のため、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整等について具体的な対策を講ずるものとする。併せて、異常渇水時や事故等の緊急時における対応について、平常時から関係者の理解と合意形成に努めながら対

策を確立するものとする。

- (3) 既設ダム群の連携や運用の高度化、施設更新時等を捉えた必要な施設機能の追加等、既存施設の有効活用を適切かつ着実に推進するものとする。
- (4) 水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整備に加え、上下流の地域連携を通じた地域の特色ある活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- (5) 水資源の開発及び利用に当たっては、流域での健全な水循環を重視しつつ、治水対策、河川環境の保全及び水力エネルギーの適正利用に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。
- (6) この両水系に各種用水を依存している諸地域においては、一部の地域で過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生し、現状では沈静化傾向にあるものの、依然として地下水に対する依存度が高いことから、安定的な水の供給を図りつつ、地下水採取の規制とともに地下水水位の観測や調査等を引き続き行い、地下水が適切に保全・利用されるよう一層努力するものとする。
- (7) この両水系における水資源の開発及び利用は、既に高度な状態に達しつつあるので、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。
 - ① 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、節水の普及啓発に努めるものとする。
 - ② 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。
 - ③ 生活環境の整備に伴い増大する下水処理水と河川流水を総合的

に運用する施策を推進するものとする。

④ 土地利用及び産業構造の変化に対応し既存水利の有効かつ適切な利用を図るものとする。

(8) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。

(9) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。

「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（案）」 説明資料（１）
 〈都市用水（水道用水及び工業用水）の都県別・用途別需給想定一覧表〉

【需要】

(単位：m³/s)

H 2 7	用途	水道用水							工業用水							都市用水 合計
		都県名	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	小計	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	
	利根川・荒川水系への依存量	9.14	8.50	14.54	33.91	24.75	56.51	147.35	11.23	1.70	2.51	2.32	9.90	0.53	28.19	175.54
	他水系への依存量	0.58	-	-	-	5.88	18.40	24.85	-	-	-	-	3.68	0.07	3.75	28.60
	総量	9.72	8.50	14.54	33.91	30.63	74.90	172.20	11.23	1.70	2.51	2.32	13.58	0.60	31.94	204.14

【供給】

(単位：m³/s)

H 2 7	用途	水道用水							工業用水							都市用水合計				
		事業名 \ 都県名	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	小計	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	小計	計画供給量	安定供給可能量 (近2/20)	戦後最大渇水 時供給可能量	
開 発	新規	思川開発	0.69	0.82	-	-	0.31	-	1.82	-	-	-	-	-	-	-	1.82	1.43	1.19	
		ハッ場ダム	1.09	-	0.25	0.67	1.88	5.22	9.11	-	-	-	-	0.47	-	0.47	9.58	7.53	6.26	
		霞ヶ浦導水	1.00	-	-	0.94	1.15	1.40	4.49	-	-	-	-	0.40	-	0.40	4.89	4.89	4.74	
		湯西川ダム	0.22	0.30	-	-	1.51	-	2.03	-	-	-	-	0.19	-	0.19	2.22	1.74	1.45	
		利根川水系計	2.99	1.12	0.25	1.61	4.85	6.62	17.45	-	-	-	-	1.06	-	1.06	18.51	15.59	13.63	
		滝沢ダム	-	-	-	3.74	-	0.86	4.60	-	-	-	-	-	-	-	4.60	3.30	3.21	
		荒川水系計	-	-	-	3.74	-	0.86	4.60	-	-	-	-	-	-	-	4.60	3.30	3.21	
		小計	2.99	1.12	0.25	5.35	4.85	7.48	22.05	-	-	-	-	1.06	-	1.06	23.11	18.89	16.83	
		予 定	既計画手 当済み	矢木沢ダム	-	-	2.75	-	-	4.00	6.75	-	-	-	-	-	-	6.75	5.30	4.40
				下久保ダム	-	-	-	2.30	-	12.60	14.90	-	-	-	1.10	-	-	1.10	16.00	12.58
印旛沼開発	-			-	-	-	-	-	0.00	-	-	-	-	5.00	-	5.00	5.00	3.93	3.27	
利根川河口堰	-			-	-	1.15	3.60	14.01	18.76	-	-	-	-	1.24	-	1.24	20.00	20.00	20.00	
草木ダム	-			0.30	0.52	0.54	-	5.68	7.04	-	0.30	0.60	-	-	0.98	1.88	8.92	7.01	5.83	
川治ダム	-			2.01	-	-	1.97	-	3.98	-	1.83	-	-	1.31	-	3.14	7.12	5.60	4.65	
霞ヶ浦開発	4.38			-	-	-	1.91	1.50	7.79	14.72	-	-	-	0.85	-	15.57	23.36	23.36	22.64	
房総導水路	-			-	-	-	1.80	-	1.80	-	-	-	-	-	-	-	1.80	1.42	1.18	
奈良俣ダム	0.22			-	0.60	0.91	2.41	2.07	6.21	-	-	-	-	-	-	-	6.21	4.88	4.06	
北千葉導水路	-			-	-	2.30	4.32	2.79	9.41	-	-	-	-	0.59	-	0.59	10.00	7.86	6.53	
水 量	その他事 業	渡良瀬遊水池	0.51	0.48	-	0.51	0.51	0.51	2.50	-	-	-	-	-	-	2.50	1.97	1.63		
		埼玉合口Ⅱ期	-	-	-	3.70	-	0.56	4.26	-	-	-	-	-	-	4.26	3.35	2.78		
		利根中央	-	-	-	2.96	-	0.85	3.81	-	-	-	-	-	-	3.81	3.00	2.49		
		利根川水系計	5.11	2.80	3.87	14.37	16.52	44.56	87.21	14.72	2.13	0.60	1.10	8.99	0.98	28.52	115.73	100.25	89.90	
		浦山ダム	-	-	-	2.93	-	1.17	4.10	-	-	-	-	-	-	4.10	2.94	2.86		
		荒川調整池	-	-	-	2.10	-	1.40	3.50	-	-	-	-	-	-	3.50	2.51	2.44		
		荒川水系計	-	-	-	5.03	-	2.57	7.60	-	-	-	-	-	-	7.60	5.46	5.30		
		小計	5.11	2.80	3.87	19.40	16.52	47.13	94.81	14.72	2.13	0.60	1.10	8.99	0.98	28.52	123.33	105.70	95.19	
		利根川水系計	-	0.08	4.26	4.68	1.10	-	10.12	-	-	1.00	-	-	-	1.00	11.12	8.74	7.26	
		荒川水系計	-	-	-	1.70	-	-	1.70	-	-	-	-	-	-	-	1.70	1.22	1.19	
計	-	0.08	4.26	6.38	1.10	-	11.82	-	-	1.00	-	-	-	1.00	12.82	9.96	8.45			
計	8.10	4.00	8.38	31.13	22.46	54.61	128.68	14.72	2.13	1.60	1.10	10.05	0.98	30.58	159.26	134.56	120.47			
自流		0.17	0.79	3.02	1.25	1.37	5.91	12.50	-	-	1.50	1.91	-	-	3.41	15.91	12.42	10.44		
地下水		1.38	4.85	4.77	6.75	2.48	-	20.23	0.13	0.27	-	-	-	-	0.40	20.63	20.63	20.63		
その他		-	0.05	1.11	-	-	-	1.17	-	-	-	-	-	-	1.17	1.17	1.17	1.17		
合計 (利根川・荒川水系への依存量)		9.64	9.68	17.28	39.13	26.31	60.52	162.57	14.85	2.40	3.10	3.01	10.05	0.98	34.39	196.96	168.77	152.71		
他水系への依存量		0.58	-	-	-	7.01	18.40	25.98	-	-	-	-	4.09	0.59	4.68	30.66	30.66	30.66		
総量		10.22	9.68	17.28	39.13	33.32	78.91	188.55	14.85	2.40	3.10	3.01	14.14	1.57	39.07	227.62	199.43	183.37		

注 1. 水道用水及び工業用水の水量はそれぞれ一日最大取水量である。ただし、農業用水合理化事業に伴う水量はかんがい期平均である。
 2. 水道用水の水量は簡易水道分を含んでいる（栃木、群馬及び千葉。）
 3. 「安定供給可能量(近2/20)」は、利根川及び荒川について、これらの河川の近年2/20に相当する昭和62年度を想定して計算している。
 4. 「安定供給可能量(近2/20)」及び「戦後最大渇水時供給可能量」とは、一定の前提条件下でのシミュレーションをもとにした供給可能量である。
 5. 「安定供給可能量(近2/20)」とは、近年の20年に2番目の渇水年において、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給が可能となる水量のことである。
 6. 「戦後最大渇水時供給可能量」とは、戦後最大の渇水であった年において、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給が可能となる水量のことである。
 7. 江戸川・中川緊急暫定（現在、東京都水道用水5.33m³/s、千葉県水道用水1.46m³/sを取水）については、渇水等緊急時において東京都及び千葉県が活用することにより、上流ダム群の貯水量の節約を図り、利根川全体の利水安全度の向上を図るものとする。
 8. 四捨五入の関係で合計があわない場合がある。
 9. その他事業とは、倉洲ダム、増田川ダム、桐生川ダム、黒部川総合開発、権現堂調整池、道平川ダム、松田川ダム、四万川ダム、中川一次・二次合理化、広瀬桃木用水合理化、坂江戸合理化（利根川水系）、及び有間ダム、合角ダム（荒川水系）等である。
 10. 既に工業用水として手当てされている水源は、安定供給可能量が低下してきている近年の状況を踏まえた渇水対応など将来における地域の発展のために活用されることとなっている。

「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（案）」 説明資料（２）

〈農業用水の都県別需給想定一覧表〉

【需要】

（単位：m³/s）

H 2 7	用途	農 業 用 水					小計	
	都県名	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉		東京
新規需要想定		-	0.33	-	-	-	-	0.33

【供給】

（単位：m³/s）

H 2 7	用途	農 業 用 水					小計	
	事業名 \ 都県名	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉		東京
新規	湯西川ダム	-	0.33	-	-	-	-	0.33
	小計	-	0.33	-	-	-	-	0.33
開発水量 (既計画手当済み)	矢木沢ダム	-	-	7.99	-	-	-	7.99
	印旛沼開発	-	-	-	-	2.00	-	2.00
	利根川河口堰	-	-	-	-	2.50	-	2.50
	草木ダム	-	1.58	1.87	-	-	-	3.45
	川治ダム	-	1.19	-	-	2.28	-	3.47
	霞ヶ浦開発	18.13	-	-	-	1.43	-	19.56
	奈良俣ダム	-	-	-	-	0.69	-	0.69
小計	18.13	2.77	9.86	-	8.90	-	39.66	
その他事業	小計	-	-	-	-	-	-	-
合 計		18.13	3.10	9.86	-	8.90	-	39.99

注 1. 農業用水の水量は夏期かんがい期間の平均取水量である。